

松阪市人権施策基本方針(案)に対するご意見等

住 所 (必須)	
氏 名(団体名) (必須)	
電 話 番 号	
該当箇所に チェックしてください	<input type="checkbox"/> 市内に居住 <input type="checkbox"/> 市内に通勤・通学 <input type="checkbox"/> 市内に事務所などがある法人、団体等

箇所(ページおよび行)	ご 意 見 等

※意見の記述は、具体的かつ簡潔にお願いします。また、どこの箇所についてのご意見かわかるように、ページと何行目かを記入してください。

締め切り **令和6年3月8日(金)必着**

「松阪市人権施策基本方針(案)」に関するパブリックコメントを募集します

「松阪市人権施策基本方針(案)」は、基本理念である「市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「松阪市人権のまちづくり条例」第6条に規定する人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進するために策定します。

このたび、方針(案)がまとまりましたので、市民等の皆様から意見を募集いたします。

●意見の募集期間

令和6年2月9日(金)から令和6年3月8日(金)まで【必着】

●内容(方針案)の閲覧先

松阪市ホームページにて資料(方針案)を閲覧およびダウンロードできます。

また、松阪市環境生活部人権・多様性社会課、各地域振興局地域振興課においても資料(方針案)が閲覧できます。(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

●意見を提出できる方

市内に居住している人、市内の事業所や学校等に通勤・通学している人、市内に事務所などがある法人又は団体等。

●意見の提出方法

意見様式に、住所、氏名(団体名)、電話番号、意見を裏面にご記入いただき、直接ご持参いただくか、郵送またはFAX、電子メールでお送りください。電話・口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

(1)ご意見の提出の際には、必ず住所および氏名(市外在住の方は学校名または就業先名称も記入)を記入してください。

(2)ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いいたします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。

(3)ご意見の提出には、添付の意見提出様式を使用してください。

●意見の取り扱い

ご記入いただきましたご意見の内容は、今回の意見募集(パブリックコメント)に関する業務のみで使用するとし、住所、氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に従って適切に管理いたします。

また、個人が特定されないように類型化してまとめ、回答と合わせて市ホームページで公表するとともに、「松阪市人権施策基本方針」策定の参考とさせていただきます。

なお、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。また、本案に直接関係のないご意見については、一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。

●問い合わせ先

松阪市環境生活部 人権・多様性社会課

TEL 0598-53-4017

FAX0598-26-4035

<締め切り> 令和6年3月8日(金)必着

<提出方法> ○郵送の場合 〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 宛

○FAXの場合 FAX番号:0598-26-4035

○電子メールの場合 メールアドレス:jinkyodiv@city.matsusaka.mie.jp

※件名に「松阪市人権施策基本方針(案)に対する意見」と記入してください。

○ご持参の場合 松阪市役所人権・多様性社会課、各地域振興局地域振興課

(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)